

(様式6)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

処分基準（不利益処分関係）

			資料番号	1	担当課	子育て支援課
法令名	愛媛県青少年保護条例	根拠条項	第13条の5第3項	不利益処分の種類	条例違反者に対するツーショットダイヤル等利用カードの除去ほか必要な措置の命令	
<p>(自動販売機へのツーショットダイヤル等利用カードの収納禁止等)</p> <p>第13条の5 何人も、ツーショットダイヤル等利用カードを自動販売機に収納してはならない。</p> <p>2 知事は、前項の規定に違反した者又は当該自動販売機を設置し若しくは管理する者に対し、必要な指示又は勧告をすることができる。</p> <p>3 知事は、第1項の規定に違反した者又は当該自動販売機を設置し若しくは管理する者に対し、ツーショットダイヤル等利用カードの除去その他必要な措置を命ずることができる。</p> <p>4 前3項の規定は、法令の規定により青少年の立入りが禁止されている場所又は第4条第2項の規定により指定された興行を行う興行場に設置される自動販売機については、適用しない。</p> <p style="text-align: right;">追加〔平成17年条例78号〕</p>						